

商工労働部における研究活動に係る不正行為調査等委員会設置要領

令和5年3月28日

産技第506号の2 産業技術課長通知

（目的）

第1条 この要領は、商工労働部「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づく実施要綱第9条第3項に基づき、不正行為調査等委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（任務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 岐阜県商工労働部産業イノベーション推進課が所管する試験研究機関（以下「研究所」という。）における不正防止計画に関すること。
- 二 その他不正行為の防止に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は、統括管理責任者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 副委員長は、委員長があらかじめ指名する者をもって充てる。

（委員）

第5条 委員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 コンプライアンス推進責任者（各研究所の長）
- 二 その他、最高管理責任者が必要と認めた者で、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者とする。

（委員の任期）

第6条 前条の委員の任期は2年とし、再任を防げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、他の委員の任期の途中で新たに任命された委員の任期は、他の委

員の任期満了の日までとする。

（委員以外の者の出席）

第7条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、岐阜県商工労働部産業イノベーション推進課において処理する。

（雑則）

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年12月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年12月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。